

公益信託法の見直しに関する論点の検討 (4)

目次

第1	公益信託の監督・ガバナンスの全体像.....	2
第2	公益信託の受託者.....	3
第3	公益信託の信託管理人.....	8
1	公益信託における信託管理人の必置.....	8
2	公益信託の信託管理人の権限.....	9
3	信託行為の定めによる権限の制限の可否.....	12
4	公益信託の信託管理人の義務.....	14
5	公益信託の信託管理人の資格要件.....	16
6	公益信託の信託管理人の報酬.....	21
第4	公益信託の委託者.....	22
第5	受給権者.....	26
第6	運営委員会等.....	27

(前注) 本部会資料でいう信託関係人とは、公益信託について直接に利害関係又は権利義務を有する信託内部の関係人であり、具体的には、委託者、受託者、信託管理人及び運営委員会等を意味する。新たな公益信託の受託者に対する監督・ガバナンスの役割を果たす主体としては、外部の第三者機関（行政庁等の認定機関、裁判所等）も想定されるところ、本部会資料においては、外部の第三者機関と区別する意味で信託関係人という用語を使用している。

第1 公益信託の監督・ガバナンスの全体像

公益信託の信託関係人による自律的な監督・ガバナンスの仕組みを確保した上で、それを公益信託の認定を行う行政庁等の外部の第三者機関が監督するものとするかどうか。

(補足説明)

- 1 公益信託法第3条は、「公益信託ハ主務官庁ノ監督ニ属ス」、同法第4条第1項は、「主務官庁ハ何時ニテモ公益信託事務ノ処理ニ付検査ヲ為シ且財産ノ供託其ノ他必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得」と規定している。

他方、公益法人認定法は、「行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において（中略）公益法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求め、（中略）帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる」（同法第27条第1項）、「行政庁は、公益法人について、次条第2項各号のいずれか（補注：公益認定の基準を満たさなくなったとき等）に該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該公益法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる」（同法第28条第1項）、「行政庁は、第1項の勧告を受けた公益法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該公益法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる」（同条第3項）、「行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するとき（補注：正当な理由がなく第28条第3項の命令に従わないとき等）は、その公益認定を取り消さなければならない（後略）」（同法第29条第1項）と規定している。これらは、公益法人制度改革以前の旧民法第67条第1項「法人ノ業務ハ主務官庁ノ監督ニ属ス」、同条第2項「主務官庁ハ法人ニ対シ監督上必要ナル命令ヲ為スコトヲ得」、同条第3項「主務官庁ハ何時ニテモ職権ヲ以テ法人ノ業務及ビ財産ノ状況ヲ検査スルコトヲ得」等の規定が、公益法人制度改革に伴う主務官庁制の廃止に伴い改められ、新たに公益法人認定法の規定とされたものである。

2 上記1のとおり、公益信託法は、公益法人制度改革の前の旧民法と同じく、公益信託の監督について主務官庁制を採り、公益信託を主務官庁による外部からの監督に服せしめている。

しかし、公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、公益信託を民間による自律的な公益活動と位置付けてこれを促進しようとするのであれば、その運営は、原則として公益信託の信託関係人の私的自治に任せることが適切であると言え、まずは、公益信託内部の信託関係人による自律的な監督・ガバナンスが機動的かつ実効的に行われるようにすべきであると考えられる。

一方、新たな公益信託の認定を行政庁等の外部の第三者機関が行うこととした場合において、その認定基準を満たしているか否かの審査が認定を受けた後はされないとするならば、当初の公益信託の認定の意義が乏しくなる。また、公益信託が公益のためにきちんと運営されていることを担保するためには公的機関による監督が一定程度必要であると言え、公益信託に対する税法上の優遇措置も視野に入れて検討する観点に照らしても、新たな公益信託の監督の一部については、公益信託の認定を行う行政庁等の外部の第三者機関が行うことが必要であると考えられる。

ただし、新たな公益信託の監督において、仮に現在の主務官庁制を廃止し、公益信託の認定を行う行政庁等の外部の第三者機関による監督に移行する場合には、主務官庁と異なり特定の行政分野を所管するわけではない外部の第三者機関において、主務官庁と同様の監督を期待することは困難な面もある。そうすると、公益信託における外部の第三者機関による監督権限については、公益法人の監督について主務官庁制を廃止した後の公益法人認定法の仕組みを参考に見直す必要があるものと考えられる。

3 以上の検討を踏まえると、新たな公益信託制度においては、公益信託の信託関係人による自律的な監督・ガバナンスの仕組みを確保した上で、それを公益信託の認定を行う行政庁等の外部の第三者機関が監督するものとするのが相当であると考えられるが、どうか（注）。

（注）新たな公益信託の認定や監督の具体的な局面においては、いわゆる助成型と事業型の区別や受託者の属性によってその取扱いが実務上区別される可能性があるものと考えられる。

第2 公益信託の受託者

公益信託の受託者の権限・義務・責任は、目的信託の受託者の権限・義務・責任と同一とすることでどうか。

(補足説明)

- 1 (1) 信託法及び公益信託法の構造は、まず、①信託法の中に、受益者の定めのある信託についての一般的な規定が設けられ、次に、②信託法の中に、受益者の定めのない信託、すなわち目的信託についての特例が設けられ、さらに、③公益信託法の中に、公益信託についての特例が設けられているというものである。

これにより、目的信託には、上記②の特例を除いて受益者の定めのある信託について適用される信託法の規定が適用され、公益信託には、上記③の特例を除いて目的信託について適用される信託法の規定が適用される。

例えば、信託の存続期間について、受益者の定めのある信託では存続期間の制限規定はない（ただし、存続期間を永久とした場合に当該信託が無効となる可能性はある。）が、目的信託では存続期間が20年以下とされ（信託法第259条）、公益信託では存続期間の制限はないとされている（公益信託法第2条第2項）。

また、受託者の辞任について、受益者の定めのある信託では委託者と受益者の同意があれば辞任が可能とされている（信託法第57条第1項本文）が、目的信託では委託者の同意（信託管理人が存しないとき）又は委託者と信託管理人の同意（信託管理人が存するとき）を得た場合に辞任が可能とされ（同法第261条第1項による読替え後の同法第57条第1項）、公益信託では主務官庁の許可を得た場合に辞任が可能とされている（公益信託法第7条）。

さらに、信託の終了について、受益者の定めのある信託では委託者と受益者の合意による終了が可能とされている（信託法第164条第1項。ただし、受託者に不利な時期に終了したときは損害賠償責任を負う。同条第2項）が、目的信託では委託者単独（信託管理人が存しないとき）又は委託者と信託管理人の合意（信託管理人が存するとき）による終了が可能とされ（同法第261条第1項による読替え後の同法第164条第1項）、公益信託では受託者が主務官庁の許可を得た場合に終了が可能とされている（公益信託法第8条）。

- (2) 信託法第3章（第26条から第87条まで）は、受益者の定めのある信託の受託者についての規定を設けているが、これらの規定は、同法第261条第1項による読替えを経た上で、目的信託の受託者にも適用される。例えば、受益者の定めのある信託の受託者は、「受益者のため」に忠実義務を負う（同法第30条）が、目的信託の受託者は、受益者ではなく「信託の目的の達成のため」に忠実義務を負う（同法第261条第1項による読替え後の同法第30条）。また、受益者の定めのある信託の受託者については、当該信託の委託者に対する通知・報告義務等（同法第145条第4項各号）を負うこととするか否かは信託行為に委ねられているが、目的信託の受託者については、同法第260条第1項により、当該信託の委託者に対する通知・報告義務等（信託法第145条第4項各号）を負う旨の

定めが信託行為に定められたものとみなされるとともに、信託の変更によって、その権利を制限し、あるいは義務を減免することはできないものとされている。

- 2 信託の受託者は、委託者から預かった「財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為」（信託法第2条第1項）を行う主体として、信託の定義上必須の信託関係人に位置付けられる。このような信託の受託者の位置付けは、受益者の定めがあるか否かにより異なるものではないから、受益者の定めのある信託の受託者に適用される信託法の規律は、基本的には公益信託の受託者にも適用されるようにすべきであると考えられる。

また、信託法は、信託に関する権利義務関係を原則として受託者と受益者の間で形成されるものとしているが、受益者の存在しない目的信託では受託者に対する監督が十分に機能しないおそれがあることから、委託者又は信託管理人の監督権限が強化されている（同法第260条）ところ、公益信託も、受益者が存在しないために受託者に対する監督が十分に機能しないおそれがあるという点で、目的信託と共通する面がある。そうすると、公益信託を目的信託の一類型として位置付ける現行法の前提（信託法第258条第1項、公益信託法第2条）に立つか否かにかかわらず、受益者の定めのある信託の受託者に適用される信託法の規律は、同法第261条第1項の読替えを経た上で公益信託の受託者にも適用されるとした上で、受益者が存在しないことを補うために受託者の義務を加重した同法第260条第1項の特例も、公益信託の受託者に適用されるものとするべきであると考えられる。

したがって、公益信託の受託者の権限・義務・責任は、目的信託の受託者の権限・義務・責任と同一とすることが相当であると考えられるが、どうか。

- 3 (1) 上記2を前提とした場合における、公益信託の受託者の権限・義務・責任の具体的内容は以下のとおりである。

- (2) 受託者の権限の範囲と権限違反行為の取消し

公益信託の受託者は、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をする権限を有する（信託法第26条本文）。

「信託財産に属する財産の管理又は処分『及びその他の』信託の目的の達成のために必要な行為をする権限」とされているように、信託の目的を達成するために、信託財産に属する財産の管理処分を行う権限は、必ず、受託者に与えられることとなる権限である。

これに加え、公益信託の受託者は、信託の目的の達成のために必要な行為であれば、信託財産に属する財産の管理又は処分をする行為のみならず、それ以外にも信託の目的の達成のために必要な行為をする権限を有する。公益信託の受託者

が行うことができる信託事務の範囲についてはなお検討を要する（信託法部会資料32の7頁以下参照）が、例えば、いわゆる事業型の公益信託においては、緊急に資金を調達するために行う借入行為も公益信託の目的の達成のために必要であれば可能とすることも考えられる。

もともと、信託行為により受託者の権限に制限を加えることは妨げられない（信託法第26条ただし書）。

公益信託の受託者がその権限に違反した行為をした場合には、信託管理人は、その行為を取り消すことができるが、相手方を保護する観点から、当該行為の相手方が、当該行為の当時、当該行為が受託者の権限に属しないことにつき悪意又は重過失があったときに限定して、当該行為を取り消すことができるとされている（信託法第125条第1項、第27条第1項）。

(3) 信託事務処理義務、善管注意義務

公益信託の受託者は、信託の本旨に従い、信託事務を処理しなければならない（信託法第29条第1項）、原則として、善良な管理者の注意をもって信託事務を処理しなければならない（同条第2項）。前者の信託事務処理遂行義務が、受託者の行うべき信託事務の内容を規定し、その範囲を画しているのに対し、後者の善管注意義務は、信託事務を処理するに当たって、受託者に求められる注意義務の基準を規定し、その程度を画しているということができる。

公益信託の受託者が善管注意義務に違反した場合には、損失てん補責任（信託法第40条）を負う。善管注意義務は、忠実義務違反と異なりその行為の無効・取消し等についての規定（同法第31条・第32条）が設けられていないことから、その行為が無効になるわけではない。もともと、受託者が第三者の利益を図る意図を有している場合において、当該意図を取引の相手方が知り、又はこれを知り得べかりしときは、取引が無効となることがあり得るものと考えられる。

(4) 忠実義務

公益信託の受託者は、信託の目的の達成のため忠実に信託事務の処理その他の行為をしなければならない（信託法第261条第1項、第30条）。このような忠実義務に関する一般規定を前提とした上で、信託法は、受託者は、信託財産に関する利益相反行為をしてはならず（同法第261条第1項、第31条）、また、競合行為（受託者として有する権限に基づいて信託事務の処理としてすることができる行為であってこれをしないことが信託の目的の達成の支障となるもの）をしてはならない（同法第261条第1項、第32条）と規定している。

これらの忠実義務に公益信託の受託者が違反した場合の効果を見るに、まず、受託者がいわゆる自己取引又は信託財産間取引をした場合には、これらの行為は無効である（信託法第31条4項）が、自己取引又は信託財産間取引がされた後に第三者が介在した場合や同法第31条第1項第3号又は第4号に規定する行為が

された場合には第三者が悪意又は重過失のときに取消しの対象となる（同条第6項、第7項）。また、受託者が競合行為の禁止に違反する行為をした場合には、信託管理人は受託者の固有財産又はその利害関係人の計算でした行為を信託財産に帰属したものとみなすことができる（同法第125条第1項、第32条第4項）。

(5) 公平義務

信託の受託者は、受益者のために公平にその職務を行わなければならない（信託法第33条）。公平義務違反には、忠実義務違反に関する無効・取消し等の規定は適用されない。公平義務に違反した受託者は、損失を補償責任（同法第40条）や民法上の債務不履行責任を負うことになる。公益信託においては、受益者がいないので、公平義務に関する規律がそのまま適用されるわけではないが（信託法第261条第1項参照）、類似の義務を観念すべきかどうかが問題となる。

(6) 信託事務の処理を第三者に委託した受託者の責任

公益信託の受託者は、信託法第28条に基づいて信託事務の処理を第三者に委託することができるが、その場合には信託の目的に照らして適切な者に委託しなければならない（同法第35条第1項）、その者に対し、信託の目的の達成のために必要かつ適切な監督を行わなければならない（同条第2項）。これは、委託を行う受託者の選任・監督義務を定めるものであり、受託者は、委託する相手方の適格性を確保し、かつ、その第三者の監督を必要な範囲で適切に行う必要がある（注）。

（注）信託法上の第三者への信託事務の委託の範囲は広いものとされていることから、受託者の監督義務が限定的にしか問題とならない場合もある。例えば、受託者が証券保管振替機構に証券を寄託した場合に、委託先の事務処理の過誤につき受託者が監督責任を負うことはあまり想定し難いと考えられる（村松秀樹・富澤賢一郎・鈴木秀昭・三木原聡「概説新信託法」（以下「村松ほか概説」という。）85頁参照）。

(7) なお、仮に新たな公益信託の認定基準を定めることとした場合において、公益信託の受託者が、公益信託の認定基準に違反する行為を行ったとき（例えば、公益信託事務の範囲を認定基準で限定することとしたが、その範囲外の行為を受託者が行った場合）には、信託の目的の達成のために信託管理人による受託者の行為の差止め（信託法第261条第1項、第125条第1項、第44条）等の監督機能が働くほか、受託者が認定基準に違反する行為を行ったことを理由として公益信託の認定を行った行政庁等の外部の第三者機関が当該公益信託の受託者に対し検査、勧告・命令等の措置を採り、そのような措置で足りない場合には公益信託の認定を最終的には取り消すことがあり得る（注）。

このように、公益信託の受託者が行った行為が公益信託の認定基準に違反する場合には、当該行為の私法上の効力が問題とされる可能性があるが、その際には

受託者が行った行為の相手方の保護も考慮しなければならず、仮に軽微な認定基準違反にとどまる行為であればそれを無効とするまでの必要性はないと考えられるし、仮に公益信託の認定が取り消されるような重大な認定基準違反が存在したとしても、そのことをもって直ちに当該行為の私法上の効力が無効となるものではなく、認定基準に違反した行為の私法上の効力についての判断は当該行為の個別具体的な内容を踏まえて行われるべきものと考えられる。

(注) 新たな公益信託の認定を行う行政庁等の外部の第三者機関により、公益信託の認定が取り消された場合において、当該信託が公益を目的とする目的信託として存続するか否かについては公益信託の終了の論点と関連して別途検討することとしている(信託法部会資料34の20頁)。

第3 公益信託の信託管理人

1 公益信託における信託管理人の必置

公益信託をするときは、信託管理人を指定する定めを設けなければならないものとするかどうか。

(補足説明)

- 1 公益信託法は、主務官庁は利害関係人の申立て又は職権により信託管理人を選任することができる旨を規定している(同法第8条, 信託法第123条第4項)が、公益信託を設定する際に、信託管理人の選任を義務付けてはいない。ただし、許可審査基準「6 機関」(1)は、公益信託はその適正な運営を確保するため信託管理人を置かなければならないと定めている。また、税法上の特定公益信託及び認定特定公益信託でも信託管理人を置くことが税制優遇を受けるための要件とされている(所得税法第78条第3項, 所得税法施行令第217条の2第1項第5号等)。

なお、信託契約により目的信託をする場合に信託管理人を指定する定めを設けるか否かは任意とされているが、信託法第258条第4項前段は、「同法第3条第2号に掲げる方法によって受益者の定めのない信託を設定するときは、信託管理人を指定する定めを設けなければならない」と規定している。その趣旨は、同法第3条第2号に掲げる方法による目的信託、すなわち遺言による目的信託は、委託者が死亡により存在しないことから、信託管理人を必置とし、信託管理人が受託者に対する監督権限を行使することにより受託者による信託事務の処理が適正にされることを確保しようとするものである。そして、同条第8項は、遺言による目的信託において信託管理人が欠けた状態が1年間継続したときは、当該目的信託は終了するものとしている(寺本昌広著「逐条解説新しい信託法〔補訂版〕」(以下「寺本逐条解説」という。)451頁)。

2 新たな公益信託制度においては、公益信託の信託関係人による自律的な監督・ガバナンスによって一次的に公益信託の運営の適正性を確保することが必要であるところ、公益信託の信託管理人には、受益者の存在を前提とせず、信託の目的の達成のために目的信託の受託者を監督する目的信託の信託管理人（信託法第261条第1項、第123条第1項以下）と同一の役割を果たすことが期待される。

もともと、上記1のとおり、目的信託の信託管理人は、遺言信託の場合にのみ必置とされ、信託契約により信託が設定された場合には任意の設置とされているところ、新たな公益信託においては目的信託よりも委託者の監督権限が狭められ（委託者の権限については、後記第4を参照されたい。）、かつ、従前の主務官庁による監督権限よりも外部の第三者機関による監督権限は縮小される可能性があることからすると、逆に公益信託における信託管理人の役割の重要性は現在よりも高くなる可能性があると言え、そのことは、信託契約により公益信託を設定する場合と遺言により公益信託を設定する場合とで異ならないと考えられる。さらに、現在の公益信託について信託管理人の定めが置かれていることが税法上の優遇措置を受けるための要件とされていることも参考にすると、新たな公益信託においては、その設定が契約による場合と遺言による場合を問わず、信託管理人を必置とすべきであると考えられる。

そして、許可審査基準は、公益信託における信託管理人の必置を公益信託の設定に際しての許可基準としているが、信託法第258条第4項前段の規定の仕方からすれば、仮に新たな公益信託において信託管理人を必置とする場合には、これを認定基準とするのではなく、同項前段の規定を拡張し、公益信託法における信託管理人の特例として定めることが適切であると考えられる。

したがって、新たな公益信託制度において、公益信託をするときには、信託管理人を指定する定めを設けなければならないものとするのが相当であると考えられるが、どうか。

2 公益信託の信託管理人の権限

公益信託の信託管理人は、目的信託の信託管理人が有している権限と同等の権限を有するとすることでどうか。

（補足説明）

1 信託法第125条第1項は、信託管理人は、信託行為に別段の定めがあるときを除き、受益者のために自己の名をもって受益者の権利に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する旨を規定している。同項の「受益者の権利」には、同法第92条各号に規定された受託者の監督に係る権利と、信託に関する

意思決定に係る権利との双方が含まれると解される（寺本逐条解説312頁）。これらの権利の具体的内容は、別表1の「信託法第125条第1項に基づく信託管理人の権限」の「権利の内容」欄記載のとおりである。そして、目的信託の信託管理人については、同法第261条第1項の読替えにより、受益者のためではなく信託の目的の達成のために同法第125条第1項の権限を有することになる。

- 2 現行法のように公益信託を目的信託の一類型として位置付け、公益信託において受益者及び受益権は存在しないとの前提を採用する場合には、信託法第125条第1項に基づく信託管理人の権限のうち、受益者の定めのある信託の信託管理人の権限から、受益者又は受益権の存在を前提とする権限については、公益信託の信託管理人の権限とする必要はないものと考えられる。

公益信託の信託管理人の権限から除外される具体的な権限は、受益権を放棄する権利（信託法第92条第17号、第99条第1項）や、受益者代理人となるべき者に対する就任催告権（同法第92条第20号、第138条第2項）等であり、別表1に「×」と記載した権限が該当する。

- 3 一方、新たな公益信託における信託管理人の役割の重要性からすると、上記2の受益者の定めのない信託の性質上除外される権限を除いては、信託法第125条第1項に基づく信託管理人の権限は、原則として、公益信託の信託管理人にも与えることが相当であると考えられる。公益信託の信託管理人の権限とすべき具体的な権限は、受託者の任務違反行為等に対する損失てん補又は原状回復請求権（同法第40条）、受託者の信託違反行為の差止請求権（同法第44条）等であり、別表1に「○」と記載した権限が該当する。

上記公益信託の信託管理人の権限とすべき権限のうち、①検査役の選任申立権（信託法第46条第1項）、②受託者の解任申立権（同法第58条第4項）、新受託者の選任申立権（同法第62条第4項）、③信託財産管理命令の申立権（同法第63条）、信託財産管理者の選任申立権（同法第64条）、信託財産法人管理人による管理を命ずる処分申立権（同法第74条）等は、裁判所に対する申立権限（同法第92条第1号）であるが、公益信託法第8条により、公益信託の信託管理人はこれらの申立てを主務官庁に対してしなければならないとされている。そこで、上記の各権限を公益信託の信託管理人の権限とすべきか否かについて検討する。

まず、①検査役の選任申立権については、公益信託法第4条が主務官庁に信託事務の処理の検査権限を与えていることから主務官庁に対する申立権限とされているものであるが、検査役の選任の申立ては正に信託管理人の監督機能として期待されるものであることからすると、新たな公益信託において検査役の選任権を外部の第三者機関又は裁判所のいずれに付与するかにかかわらず、検査役の選任申立権は

公益信託の信託管理人の権限とすべきであると考えられる。

次に、②受託者の解任申立権、新受託者の選任申立権は、公益信託法第8条ただし書が主務官庁に受託者の解任や新受託者の選任権限を与えていることから主務官庁に対する申立権限とされているものであるが、受託者の解任等の申立ては正に信託管理人の監督機能として期待されるものであることからすると、新たな公益信託において受託者の解任権及び新受託者の選任権を外部の第三者機関又は裁判所のいずれに付与するかにかかわらず、これらの申立権は公益信託の信託管理人の権限とすべきであると考えられる。

さらに、③信託財産管理命令の申立権及び信託財産管理者の選任申立権は、信託財産管理者が臨時の受託者としての性格を有し、その選任等は新受託者の選任等と同様に位置付けられることから主務官庁に対する申立権限とされているものであるが、信託財産管理命令等の申立ては正に信託管理人の監督機能として期待されるものであることからすると、新たな公益信託において信託財産管理命令の発令権や信託財産管理者の選任権を外部の第三者機関又は裁判所のいずれに付与するかにかかわらず、これらの申立権は公益信託の信託管理人の権限とすべきであると考えられる。

4 (1) 上記2, 3と異なり、信託法第125条に基づく信託管理人の権限のうち、公益信託の信託管理人の権限とすべきか更に検討を要するものもあり、それらについては別表1で「△」と記載しているところ、以下個別に検討する。

(2) 受託者の辞任の同意権、受託者の解任の合意、新受託者の選任の合意について公益信託法第7条により、受託者の辞任には主務官庁の許可が必要とされ、同法第8条により、受託者の解任や新受託者の選任も主務官庁の権限とされている。

仮に新たな公益信託の認定を行政庁等の外部の第三者機関が行うこととした場合には、その認定の実効性を確保する観点から、公益信託の受託者の辞任、受託者の解任、新受託者の選任に関する受託者、信託管理人等からの申請を外部の第三者機関が許可ないし承認する仕組みを採用する考え方があり得る。

一方、新たな公益信託についても目的信託の特例（信託法第261条第1項）を適用することとし、公益信託の信託管理人が、受託者の辞任に同意、あるいは受託者の解任や新受託者の選任について委託者との間で合意する権限を有することとした上で、その合意を外部の第三者機関が許可ないし承認する仕組みを採用する考え方もあり得る。

(3) 信託法第125条に基づく信託管理人の権限のうち、信託の変更・併合・分割に関する権限について

公益信託法第5条により、公益信託の変更には主務官庁の許可が必要とされ、同法第6条により、公益信託の併合・分割にも主務官庁の許可が必要とされている。

仮に新たな公益信託の認定を行政庁等の外部の第三者機関が行うこととした場合には、その認定の実効性を確保する観点から、公益信託の変更・併合・分割に関する受託者からの申請を外部の第三者機関が許可ないし承認する仕組みを採用する考え方があり得る。また、上記の考え方を採った上で、公益信託の信託事項のうち信託法第103条第1項が定める信託目的の変更のような重要な変更該当せず、信託財産の管理方法や信託財産の給付方法等の軽微な変更等にとどまるものであれば、外部の第三者機関の承認を不要とする考え方もあり得る。

一方、新たな公益信託についても目的信託の特例（信託法第261条第1項、第3項ないし第5項）を適用することとし、公益信託の信託管理人が、委託者及び受託者との間で、信託の変更・併合・分割について合意する権限を有することとした上で、その合意を外部の第三者機関が許可ないし承認する仕組みを採用する考え方もあり得る。

(4) 信託法第125条に基づく信託管理人の権限のうち、信託の終了に関する権限について

目的信託の信託管理人の権限の中には、信託法第261条第1項により、信託の終了について受益者に代わり委託者と合意する権限（同法第164条）が存在する。

公益信託法第8条により、信託に関する裁判所の権限は、その性質上適当でないものを除いて主務官庁の権限とされ、公益の確保のための信託の終了を命ずる裁判以外の信託の終了は主務官庁の権限とされている（前記第2の1(1)参照）。

また、特定公益信託及び認定特定公益信託においては、合意による終了ができないものであることが税制優遇を受けるための要件とされている（所得税法施行令第217条の2第1項第2号等）。

仮に新たな公益信託の認定を行政庁等の外部の第三者機関が行うこととした場合には、その認定の実効性を確保する観点から、公益信託の終了に関する受託者からの申請を外部の第三者機関が許可ないし承認する仕組みを採用する考え方があり得る。

一方、新たな公益信託についても目的信託の特例（信託法第261条第1項）を適用することとし、公益信託の信託管理人が、委託者及び受託者との間で、公益信託の終了について合意する権限を有することとした上で、その合意を外部の第三者機関が許可ないし承認する仕組みを採用する考え方もあり得る。

以上の点について、どのように考えるか。

3 信託行為の定めによる権限の制限の可否

【甲案】 信託行為の定めによって公益信託の信託管理人の権限のうち信託法第145条第2項各号の権限を制限することはできないものとする。

【乙案】 信託行為の定めによって公益信託の信託管理人の権限を制限するこ

とは全てできないものとする。

(補足説明)

- 1 信託法第125条第1項ただし書は、信託行為に別段の定めがあるときは信託管理人の権限を変更することができる旨規定している。

一方、同法第258条第4項は、遺言の方法によって目的信託をする際には信託管理人の権限のうち同法第145条第2項各号(第6号を除く。)に掲げるものを行使する権限を制限する定めを設けることはできないと規定している。同法第258条第4項の趣旨は、遺言の方法による目的信託の場合に信託管理人の権限を強化することにある(寺本逐条解説451頁)。同項により遺言の方法による目的信託の信託管理人が有する権限の具体的内容は、別表1の「遺言による目的信託の場合に、信託管理人が信託法第260条第2項により有し、制限できない権限」に記載のとおりである。

- 2 新たな公益信託の監督・ガバナンスにおいて信託管理人が信託の目的の達成のために果たす役割の重要性を前提とした上で、私的自治の観点からは、公益信託の監督・ガバナンスの在り方は公益信託の当事者が決するべきであると言える。また、仮に新たな公益信託制度において委託者による公益信託の監督・ガバナンスを認めないか、認めるとしても限定的に認めるとする場合には(委託者の権限については、後記第4を参照されたい。)、信託法第125条第1項ただし書が、信託行為の定めによって信託管理人の権限を制限することを認めつつ、同法第258条第4項が、遺言の方法による目的信託の場合には委託者が存在しないことから信託管理人の権限を強化するために同法第145条第2項各号(第6号を除く。)に掲げられた権限については制限を認めていないことを参考として、上記と同様の範囲で信託行為により公益信託の信託管理人の権限を制限することを許容しない考え方があり得る。そこで、このような考え方を【甲案】として示している。

【甲案】に対しては、公益信託は信託契約の方法による設定も遺言の方法による設定も可能であり、信託契約の方法により設定された公益信託では委託者が信託の運営中も存在し、委託者による一定の監督を想定し得ることからすると、委託者が存在しないことを前提として信託管理人の権限を強化するために信託法第145条第2項各号(第6号を除く。)に掲げられた権限について信託行為による制限を許容しないこととした同法第260条第2項の趣旨はそのまま公益信託には当てはまらない上、新たな公益信託を認定する行政庁等の外部の第三者機関による監督も想定されることも考慮すると、遺言による目的信託の場合を超えて信託行為による私的自治を制約する必要性に関し疑問がある旨の問題点の指摘があ

り得る。なお、上記【甲案】は、公益信託の委託者の権限を利害関係人としての権限に限定する案（後記第4の【甲案】）には最も親和的だが、公益信託の認定を行う外部の第三者機関の監督権限の範囲に留意する必要があるし、公益信託の委託者にも委託者としての権利を一定の範囲で認める案（後記第4の【乙案】、【丙案】）を採る場合には、上記外部の第三者機関の権限の範囲に留意することに加え、信託管理人と委託者の監督権限の重複の要否も踏まえて引き続き検討する必要がある。

- 3 他方、公益信託の信託管理人の役割を重視する観点から、目的信託の信託管理人と異なり、信託契約による設定の場合であるか遺言による設定の場合であるかを問わず、信託行為の定めによって信託法第125条第1項に基づく信託管理人の権限を制限することは全てできないとすべきであるという考え方があり得る。そこで、このような考え方を【乙案】として示している。

【乙案】に対しては、前記のとおり、遺言による目的信託と異なり、公益信託では委託者が信託の運営中も存在することから、公益信託については委託者による一定の監督を想定し得ることに加え、新たな公益信託を認定する行政庁等の外部の第三者機関等による監督も想定し得ることから、遺言による目的信託を超えて信託行為による私的自治を制約する必要性に関し【甲案】以上に疑問がある旨の問題点の指摘があり得る。

以上の点について、どのように考えるか。

4 公益信託の信託管理人の義務

公益信託の信託管理人の義務は、目的信託の信託管理人の義務と同一のものとするかどうか。

（補足説明）

- 1 信託法第125条第1項は、信託管理人が受益者のために自己の名をもって受益者の権利に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する旨を規定している。信託法は、同項の存在を前提としていることから、個別の条項で信託管理人の権限を規定することをしていない。例えば、信託行為の定めにより制限できない受益者の権利を定めた規定（同法第92条各号）には、これらの権利を信託管理人が有することが掲げられていないし、受託者の解任（同法第58条）や信託の変更（同法第149条第1項）における委託者との合意権限についても同様である。

その上で、信託法第126条第1項は、信託管理人が善良な管理者の注意をもって同法第125条第1項の権限を行使しなければならない旨を規定し、同法第

126条第2項は、信託管理人が受益者のために誠実かつ公平に同法第125条第1項の権限を行使しなければならない旨を規定している。これらの規定を目的信託に適用するに際しては、同法第261条第1項によって、同法第125条第1項及び同法第126条第2項の「受益者のために」の部分が「信託の目的の達成のために」と読み替えて適用される。そして、これらの規定は、公益信託にも適用される。

2 公益信託の信託管理人は、信託目的の達成のために役割を果たすことが期待されているという点で目的信託の信託管理人と共通する。そして、公益信託の信託管理人が果たすことが期待される公益信託の監督・ガバナンスの役割の重要性に鑑みると、公益信託の信託管理人も、目的信託の信託管理人と同じく、信託の目的の達成のために信託法第126条第1項の善管注意義務及び同条第2項の誠実・公平義務を負うものとするべきであると考えられる。

したがって、公益信託の信託管理人の義務は、目的信託の信託管理人の義務と同一のものとするのが相当であると考えられるが、どうか。

3 なお、信託法第59条第4項は「受託者の任務が終了した場合には、前受託者は、新受託者等が信託事務の処理をすることができるに至るまで、引き続き受託者としての権利義務を有する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。」と規定しているが、信託法には、信託管理人であった者が、新信託管理人がその事務を行うことができるに至るまで、引き続き信託管理人としての権利義務を有する旨の規定はない。

仮に、信託契約による公益信託も遺言による公益信託も信託管理人を必置とするならば、受託者が常に信託において必置であるのと形式的には同じ状況にあることから、公益信託の信託管理人の任務が終了した場合には、前信託管理人が、新信託管理人がその事務を行うことができるに至るまで、引き続き信託管理人としての権利義務を有するものとするべきであるという考え方もあり得る。

しかし、信託法が、受託者の任務の終了の場合と信託管理人の任務の終了の場合とで異なる規律を設けている理由は、日常的に信託事務を処理する立場にある受託者が不存在となった場合には直ちに信託事務の処理が停滞して受益者に不利益が生ずる可能性があるのに対し、信託管理人が不存在となった場合には直ちに信託事務が停滞することは想定し難いことにあると考えられる。

したがって、公益信託の信託管理人の任務が終了した場合において、前信託管理人が、新信託管理人がその事務を行うことができるに至るまで、引き続き信託管理人としての権利義務を有するものとする必要はないと考えられるが、どうか。

4 また、受益者の定めのある信託の信託管理人が任務を懈怠した場合には、当該信託管理人は受益者に対し損害賠償等の責任を負うのと異なり、目的信託の信託管理人がその任務を懈怠して信託財産が減少した場合に信託管理人がどのような責任を負うかは、公益信託の信託管理人の任務懈怠の場合を含めて解釈に委ねられているが、例えば、公益信託の受託者が信託財産を着服し、信託財産が減少したことについて信託管理人に善管注意義務違反が認められる場合には、受託者が解任された後、信託財産管理者（信託法第64条）や、解任された受託者に代わり選任された新受託者が、信託管理人に対し損害賠償責任を追及することが想定される。

そして、公益信託の信託管理人には、上記損害賠償責任に加え、信託法第40条第1項の受託者の信託財産の損失てん補責任と同様の責任を負わせるなど、信託管理人の義務を加重すべきであるという考え方もあり得る。

しかし、信託法第40条第1項の損失てん補責任を負うのは信託法上受託者と明示され、信託管理人は除外されているところ、それは、受託者の信託財産の損失てん補責任は、受託者が信託財産の管理・処分について一次的な判断権を行使するからであって、監督権限を有するに過ぎない信託管理人にその責任を負わせるまでの必要性は認められず、そのことは受益者の定めのない信託と公益信託とで異なるものではない。また、過大な責任を公益信託の信託管理人に負わせることにしたのでは、公益信託の信託管理人を確保することが困難になることが予想される。したがって、公益信託の信託管理人に信託法第40条第1項の受託者の信託財産の損失てん補責任と同様の責任を負わせるなど、その義務を加重する必要はないと考えられるが、どうか。

5 公益信託の信託管理人の資格要件

【甲案】：信託法第124条の信託管理人の欠格事由に該当しないこととする。

【乙1案】：【甲案】の欠格事由に加え、公益法人認定法第6条第1号と同様の欠格事由に該当しないこととする。

【乙2案】：【甲案】の欠格事由に加え、委託者又は受託者及びこれらの者の親族、使用人等の委託者又は受託者と特別の関係を有する者に該当しないこととする。

【乙3案】：【甲案】の欠格事由に加え、当該公益信託の目的に照らして、これにふさわしい学識、経験及び信用を有するものであることとする。

（注1，2）

（注1）乙1案から乙3案までは両立しないものではなく、これらのうちの複数を信託管理人の資格要件とすることはあり得る。

(注2) 乙2案及び乙3案は、これらを公益信託の認定基準とすることも含めて検討する可能性があるものである。

(補足説明)

- 1 信託管理人の資格に関しては、信託法第124条において、未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人であること(同条第1号)、当該信託の受託者であること(同条第2号)が欠格事由として規定されている。

また、許可審査基準「6 機関」(2)イは、公益信託の信託管理人が、①当該公益信託の目的に照らして、これにふさわしい学識、経験及び信用を有するものであること、②当該信託の委託者又は受託者並びにこれらの者と親族、使用人等特別の関係を有する者でないこと、③原則として個人であることを公益信託の引受け許可の要件としている。

他方、公益法人認定法第6条第1号は、公益法人の欠格事由として、理事、監事及び評議員の人的属性として不適格な者がいる場合を規定している。同法第6条は、公益法人の名称の使用や税法上の優遇措置の適用という公益認定に伴う法律上の効果を付与するにふさわしくないものとして、個別の事情を斟酌する必要がない事由及び当該一般社団法人又は一般財団法人の属性や、理事、幹事及び評議員の人的属性にかかる事由を欠格事由として掲げ、これに該当する者を排除することを意図するものである(一問一答212頁)。

なお、一般法人法第65条第1項は、役員(理事及び監事をいう。同法第63条第1項)となることができないものとして、法人(第1号)、成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者(第2号)、一般法人法等所定の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者(第3号)、第3号に規定する法律以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)(第4号)を規定している。

- 2 公益目的の信託事務の適正な実施を確保するためには、公益信託の信託管理人にも一定の資格要件を定める必要があり、まずは、信託法第124条の信託管理人の欠格事由に該当しないことが公益信託の信託管理人の資格要件とされるべきである。

その上で、公益信託以外の信託における信託管理人は、受益者又は信託目的の保護のために受託者の信託事務を監督するなど重要な役割を果たすことに鑑み、そのような役割を十分に果たし得る者が信託行為で選任されることが想定されている。そして、そのことは、公益信託において、信託目的の達成のために信託管

理人が果たす役割の重要性に照らしても変わらないことからすれば、公益信託の信託管理人も信託行為で適切な者（実務上は、弁護士、税理士、公認会計士等の専門職や学識経験者等が選任されているようである。）を選任することで足り、特則を設けて信託管理人の資格要件を法律上加重することは不要であるという考え方があり得る。そこで、このような考え方を【甲案】として示している。

【甲案】に対しては、現行法下において許可審査基準の要件とされている公益信託の信託管理人の資格要件を新たな公益信託において資格要件としない場合には、公益信託としての適格性が十分担保されなくなる可能性があるとの問題点の指摘があり得る。

3 (1) 他方、公益性の確保の観点から、公益信託の信託管理人について信託法第124条以外の資格要件を定めるべきであるという考え方があり得ることから、そのような考え方を【乙案】とし、その中で単一又は複数の資格要件を設けることがあり得ることから、【乙1案】、【乙2案】、【乙3案】として示している。

(2) 【乙1案】は、公益法人の欠格事由を定めた公益法人認定法第6条第1号の規定を参考として、同号と同様の欠格事由に該当しないことを公益信託の信託管理人の資格要件とする考え方である。なお、一般法人法第65条第1項第1号は法人であることを法人の役員欠格事由としているが、信託法上は信託管理人が法人であることは許容されており、信託管理人である法人の解散が信託管理人の任務終了事由とされている（信託法第128条第1項、第56条第1項参照）。また、同項第2号は成年被後見人等を法人の役員欠格事由としているが、同号は信託法第124条第1号と重複する。さらに、仮に公益法人認定法第6条第1号と同様の事由を公益信託の信託管理人の資格要件とするのであれば、当該資格要件に一般法人法第65条第1項第3号及び第4号の事由は包摂されると考えられる。したがって、【乙1案】を採る場合に、一般法人法第65条第1項第1号から第4号までの事由と同様の欠格事由を公益信託の信託管理人の資格要件とする必要はないと考えられる。

仮に、公益法人認定法第6条第1号と同様の欠格事由に該当しないことを公益信託の信託管理人の資格要件とする場合に想定される具体的な欠格事由の内容は、別表2に記載したとおりである。

【乙1案】に対しては、公益法人の理事や監事、評議員と公益信託の信託管理人の法的性質や役割の違いに鑑みると、公益法人認定法と同様の事由を公益信託の信託管理人の資格要件とする必要性・妥当性には疑問が呈せられること、遺言による目的信託が設定された場合（その場合には委託者による監督権限の行使は期待できない。）の当該目的信託の信託管理人にも信託法第124条と別の資格要件は課されていないこと、仮に公益法人の信託管理人として個人及

び法人の双方を許容する場合には別表2のとおり信託管理人の欠格事由が現行法よりも複雑かつ広範になり実務上支障を生ずる可能性があること等の問題点の指摘があり得る。

- (3) 【乙2案】は、許可審査基準「6 機関」(2)イ②と同じく、委託者又は受託者及びこれらの者と親族、使用人等の特別の関係を有する者でないことを信託管理人の資格要件とする考え方である。

【乙2案】に対しては、委託者及びそれと特別の関係を有する者や、受託者及びそれと特別の関係を有する者を信託管理人に選任すべきでないのは、信託管理人を選任する必要のある信託では当然のことであり（なお、監督の対象である受託者であることは信託法第124条第2号により信託管理人の欠格事由とされている。）、遺言により設定される目的信託の信託管理人についてもそのような資格要件が定められているわけではないのに、公益信託の信託管理人についてのみ規定を置くのはバランスを欠くとの問題点の指摘があり得る。

また、【乙2案】に対しては、新たな公益信託制度において、仮に十分な信託管理人の給源が存在せず、適切な信託管理人を選任することが期待できないような場合には、公益信託の行く末に強い関心を持つ委託者が信託管理人となることを許容すべきであるという問題点の指摘があり得る。

もっとも、委託者が当該信託の信託管理人になることを許容すると、例えば、受託者が委託者の恣意的な指示に従わない場合において、委託者が当該信託の信託管理人の立場で受託者の行為の差止請求権（信託法第125条第1項、第44条第1項）を行使するおそれが否定できない。また、委託者が当該信託の信託管理人になることを許容する場合には、その権限濫用を防止するために別途監督を担う新たな信託関係人を創設すべきとの議論につながりかねないが、公益信託の軽量・軽装備のメリットを維持し、その運営に要するコストを低廉に抑える観点からすると、そのような議論を誘発することは相当でないと言える。さらに、新たな公益信託において委託者を信託管理人に選任可能とすべきとの強いニーズも存在しない。そうすると、【乙2案】を採用するか否かは措くとして、新たな公益信託においても、公益信託の委託者が当該信託の信託管理人となることは現実的には想定し難く、それを許容する必要はないものと考えられる。

- (4) 【乙3案】は、許可審査基準「6 機関」(2)イ①と同じく、公益信託の目的に照らしてふさわしい学識、経験及び信用を有する者であることを公益信託の信託管理人の積極的要件とする考え方である。

【乙3案】に対しては、仮に新たな公益信託の認定を行政庁等の外部の第三者機関が行うこととした場合、当該第三者機関において、公益信託の信託管理人が公益信託の目的に照らしてふさわしい学識、経験及び信用を有しているか

否かという抽象的な事由の有無を判断することは困難であり、実際に機能し得る認定基準としてはより具体的な事由として定めることが必要ではないかという問題点の指摘があり得る。

- 4 公益信託の信託管理人として法人を選任することを可能とするか否かについて
前記3(2)のとおり、信託法においては、法人を信託管理人に選任することを可能としており、信託管理人である法人の解散は任務終了事由とされている（信託法第128条第1項、第56条第1項）。現行の許可審査基準も、「信託管理人は、原則として、個人であること」と規定しており、例外的に法人が信託管理人に就任することを許容している。

新たな公益信託においても、信託管理人は公益信託の監督・ガバナンスのために重要な役割を果たす者であることから、信託管理人にはそのような役割を十分に果たしうる者が選任されることが望ましい。そのような観点からすれば、個人でも法人でも信託管理人として適格性を有するのであれば就任を可能とすべきであるし、むしろ、自然人と異なり死亡することがなく、業務執行の過程で複層的なチェックが行われる法人が信託管理人となることにより、より効果的な監督・ガバナンスが実現される可能性もある。したがって、公益信託の信託管理人に法人を選任することを可能とすべきであると考えられるが、どうか。

- 5 公益信託の信託管理人が事後的に資格要件を喪失した場合について

信託管理人の任務の終了については、信託法第128条第1項により、同法第56条が準用されており、受託者が事後的に成年被後見人又は被保佐人の欠格事由（同法第7条）に該当した場合には受託者の任務終了事由となる（同法第56条第1項第2号）のと同じく、信託管理人が事後的に成年被後見人又は被保佐人若しくは受託者の欠格事由（同法第124条）に該当した場合には、信託管理人の任務終了事由となる。

そうすると、公益信託の信託管理人の資格要件について、【甲案】を採用する場合は事後的に資格要件を喪失した場合は信託管理人の任務終了事由とすることが自然であるし、仮に【乙1案】ないし【乙3案】を採用する場合にも、事後的に資格要件を喪失したときに当該信託を無効とするのではなく信託管理人の任務終了事由とすれば足りるものと考えられるが、どうか。

- 6 その他（信託管理人の任期制について）

信託法及び公益信託法上、信託管理人の任期に関する規定は存在しない。

現行実務上、公益信託の信託管理人については、任期の定めがないことから、実質的に終身制となっていることが多いとの指摘があるところ、新たな公益信託

制度の監督・ガバナンスにおいて信託管理人が必置とされることからすれば、公益信託の信託管理人にも任期制を法律上義務付けるべきであるとの考え方もあり得る。

他方、公益信託を設定する際に、信託行為において公益信託の信託管理人の任期を定めておくことも可能であって、それとは別に法律で任期制を義務付けることは再任等の手続が必要となり、かえって利用者にとり煩雑で硬直的な運用を招くおそれがあること、また、仮に信託管理人の在任期間が長くなり、その間に信託管理人の職務を十分果たすことができない者が現れた場合には、その者を解任し、新たな信託管理人を選任することも可能であると考えられることからすると、公益信託の信託管理人に任期制を法律上義務付けるべきではないという考え方があり得る。

この点について、どのように考えるか。

6 公益信託の信託管理人の報酬

公益信託の信託管理人の報酬について、当該信託管理事務の内容、当該信託の経理の状況等を考慮して、不当に高額とならない範囲の額又は算定方法が信託行為で明確に定められていることを必要とするものとする（注）ことかどうか。

（注）公益信託の認定基準とする可能性も含めて検討している。

（補足説明）

- 1 信託法第127条第3項は、信託管理人は、商法第512条の規定の適用がある場合のほか信託行為に報酬を受ける旨の定めがある場合に限り受託者に報酬を請求することができる」と規定し、信託法第127条第5項は、報酬の額は、信託行為に報酬の額又は算定方法に関する定めがあるときはその定めるところにより、その定めがないときは相当の額とすると規定している。また、特定公益信託及び認定特定公益信託においては、信託管理人がその信託財産から受ける報酬の額が、その任務の遂行のために通常必要な費用の額を超えないことが要件とされている（所得税法施行令第217条の2第1項第7号等）。

なお、実際の公益信託では、信託管理人は無報酬とされるのが一般的なようである。

他方、公益法人認定法第5条第13号は、公益法人の理事、監事及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めることを公益法人の認定基準としている。同号の趣旨は、法人の非営利

性を潜脱することを防止し、理事等に対する報酬等の適正な水準を確保することにある（一問一答208頁）。

- 2 公益信託の信託管理人の報酬は、公益信託の信託財産から支出されるものであるところ、公益信託の信託財産は、可能な限り公益目的の信託事務の遂行に充てられるべきであるから、信託管理人の報酬が不当に高額になることは適切でない。他方、公益信託の信託管理人がその監督権限を実効的に行使することを確保するためには、信託管理人に報酬面でのインセンティブを与えることも必要であると考えられる。

したがって、公益信託の信託管理人の報酬については、公益信託の受託者の報酬と同様に、当該信託管理事務の内容、当該信託の経理の状況等を考慮して、不当に高額なものとならない範囲の額又は算定方法が信託行為で明確に定められていることを必要とするものとするのが相当であると考えられるが、どうか。

もっとも、このような考え方に対しては、信託管理人の報酬の適正性は、信託法第127条第3項から第9項までの信託管理人の報酬に関する規律により確保されることが本来予定されているものであり、そのような前提に加えて、現行の許可審査基準に受託者の報酬に関する定めはあるが信託管理人の報酬に関する定めはないことからすれば、信託関係人の報酬に関する私法上の規律を公益性の観点から加重することは相当でないとの問題点の指摘があり得る。

第4 公益信託の委託者

公益信託の委託者は

- 【甲案】：信託の利害関係人（注）が有する権限のみを行使できるものとする。
【乙案】：【甲案】の権限に加えて、受益者の定めのある信託の委託者が有する権限を行使できるものとする。
【丙案】：【甲案】及び【乙案】の権限に加えて、目的信託の委託者が有する権限を行使できるものとする。

（注）信託法上の利害関係人の典型例は信託債権者であるが、委託者は、信託をし、信託財産を拠出した者であるから、利害関係人に認められる権利が委託者に認められるのは当然であると解される。

（補足説明）

- 1 (1) 信託法において、委託者は、信託行為の当事者ではあるものの、信託が成立した後は、信託に関する権利義務関係は、原則として、受託者と受益者の間で形成されるものとし、委託者は信託に関する各種の権利義務を有しないものとされている。

- (2) 受益者の定めのある信託の委託者は、①信託事務の処理の状況等に関する報告請求権（信託法第36条）、②受託者や信託監督人等の選任・解任・辞任に関する同意権又は裁判所に対する申立権（同法第57条第1項、第58条第1項、第62条第1項等）、③信託の終了及び信託の目的に反するおそれがあるような信託の併合・分割に関する同意権（同法第149条）、④利害関係人一般に認められる権利、例えば、受託者に対する信託財産の状況に関する書類の閲覧・謄写請求権（同法第38条第6項）、裁判所に対する信託財産管理命令の申立権（同法第63条第1項）、新受託者等への就任催告権（同法第62条第2項）、⑤信託終了時に残余財産受益者又は帰属権利者の指定に関する定めがない場合等に残余財産が帰属する権利（同法第182条第2項）を有する。

受益者の定めのある信託の委託者は、信託行為に別段の定めがない限り、受託者に対する損失てん補請求権（信託法第40条）、受託者の行為の差止請求権（同法第44条）等を行することはできないが、信託管理人又は信託監督人の選任を裁判所に対し請求する（同法第123条第4項）ことにより、これらの者を通じての上記損失てん補請求権等の行使が予定されている。

- (3) 以上の委託者の権限は、飽くまで受益者の定めのある信託におけるデフォルトルールであって、信託行為において委託者の監督権限を増やすことも可能であるし（信託法第145条第2項ないし第4項）、逆に、信託行為において委託者の権限を減らすことも可能とされている（同条第1項）。
- (4) 信託行為により設定される目的信託の委託者については、信託法第260条第1項により、受益者の定めのある信託において委託者の権限とすることが可能とされている同法第145条第2項各号（第6号を除く。）に掲げられている受託者の権限違反行為の取消権（同法第27条第1項及び第2項）、帳簿等の閲覧請求権（同法第38条第1項）、受託者の信託違反行為の差止請求権（同法第44条）等の権利を有する旨の定めが設けられたものとみなされ、それを信託の変更によって変更することはできないとされている。
- (5) 公益信託の委託者については、公益信託法第8条により、受益者の定めのある信託では裁判所に対する申立権となっているものが、公益信託では主務官庁に対する申立権となっている。
- (6) 上記の申立先の修正を経た上で、公益信託の委託者が信託の利害関係人として有する権限は、主務官庁に対する新受託者の選任申立権（信託法第62条第4項）、信託財産管理命令申立権（同法第63条第1項）、信託財産法人管理命令申立権（同法第74条第2項）、信託管理人選任申立権（同法123条第4項、第258条第6項）、新信託管理人選任申立権（同法第129条第1項、同法第62条第4項）等である。

また、公益信託の委託者が信託の委託者として有する権限は、受託者に対す

る信託事務の処理の状況等に関する報告請求権（信託法第36条）等のほか、主務官庁に対する受託者の解任申立権（同法第58条第4項）、信託管理人の解任申立権（同法第128第2項）、信託終了の申立権（同法第165条第1項）等である。

2 新たな公益信託の委託者も、当該信託の利害関係人に該当することは変わらないことからすれば、信託の利害関係人に認められる権利は受益権又は受益者の存在を前提とするものでない限り委託者の権限として認めるべきである。その上で、公益信託の公平な運営を確保する見地からは、委託者の関与によって公益信託の運営が左右される状況はできるだけ排除することが望ましいことに加え、前記1のとおり、現行信託法は、原則として、委託者は信託に関する各種の権利義務を有しないとの前提を採っていることを理由として、公益信託の委託者には、原則として信託の利害関係人が有する権限を認めれば足りるとの考え方があり得る。そこで、このような考え方を【甲案】として示している。【甲案】はデフォルトルールであり、信託法上の原則に則り信託行為による委託者の権限の増減は認められることを想定している。

3 一方、新たな公益信託の委託者も、信託財産を拠出した者として、その信託の行く末に大きな関心を持っている場合は多いことが想定される。そのような委託者において、受託者がその任務を懈怠して信託財産が損傷されることを防ぐために一定の監督権限を行使することはむしろ望ましいとも言える。また、新たな公益信託における監督・ガバナンスの中核に公益信託の信託管理人を位置付けた上で、遺言による目的信託の信託管理人と同じく、公益信託の信託管理人を必置とする場合には、公益信託の信託管理人は、遺言による目的信託の信託管理人と近い性質を有することになる。そして、信託法は、本来は受益者の監督権限である同法第145条第2項各号（第6号を除く。）の権利を、契約による目的信託では受益者が不在であることから当該信託の委託者に移行し（同法第260条第1項）、さらに、遺言による目的信託では受益者及び委託者が不在であることから当該信託の信託管理人に移行している（同条第2項）ことに照らすと、仮に全ての公益信託において信託管理人を必置とした上で公益信託の信託管理人に契約による目的信託の委託者が有する監督権限を持たせるのであれば、公益信託の委託者に対しては、契約による目的信託の委託者の監督権限を与えるまでの必要はなく、公益信託の委託者には原則として受益者の定めのある信託における委託者の権限を認めれば足りるという考え方があり得る。そこで、このような考え方を【乙案】として示している。

【乙案】によれば、公益信託の委託者には、公益信託の利害関係人として認

められる権限（ただし、受益者の存在を前提とする権限を除く。）に加え、裁判所あるいは公益信託の認定を行う行政庁等の外部の第三者機関に対する受託者の解任申立権（信託法第58条第4項）、信託管理人の解任申立権（同法第128条第2項による同法第58条第4項の準用）、公益確保のための信託の終了申立権（同法第166条）等が認められる可能性がある。【乙案】も、デフォルトルールであり、信託法上の原則に則り信託行為による委託者の権限の増減は認められることを想定している。

4 さらに、【乙案】の基本的な考え方を採用しつつ、【乙案】のような公益信託の信託管理人の権限と委託者の権限の整理とは別に、公益信託は、遺言による目的信託と異なり委託者が現存することに着目するならば、仮に契約による公益信託でも信託管理人を必置とし、公益信託の信託管理人に契約による目的信託の委託者が有している監督権限を持たせるとしても、それと重複する形で、公益信託の委託者が、信託法第260条第1項により契約による目的信託の委託者が有する権限を原則として行使できるようにすべきであるという考え方があり得る。そこで、このような考え方を【丙案】として示している。【丙案】も、デフォルトルールであり、信託法上の原則に則り信託行為による委託者の権限の増減は認められることを想定している。

5 なお、【乙案】又は【丙案】を採る場合において、前記1(2)の②受託者や信託監督人等の選任・解任・辞任に関する合意（同法第57条第1項、第58条第1項、第62条第1項等）、③信託の終了及び信託の目的に反するおそれがあるような信託の併合・分割に関する合意（同法第149条等）、⑤信託終了時に残余財産受益者又は帰属権利者の指定に関する定めがない場合等に残余財産が帰属する権利（同法第182条第2項）等については、②について申立先を新たな公益信託の認定・監督を行う外部の第三者機関とすることなどを含めて、公益信託の委託者の権限とすることの可否を引き続き検討する必要がある（別表3で△とした権限）。

6 別表3は、受益者の定めのある信託の委託者の権限のうち公益信託の委託者とすべき権限について、上記【甲案】、【乙案】及び【丙案】のそれぞれの考え方に基づいて整理した結果を記載したものである（いずれの案においても、受益者の定めのある信託の委託者の権限のうち、受益権又は受益者の存在を前提とする権限は、公益信託の委託者の権限とする必要はないという趣旨で×としている。）。

以上の点について、どのように考えるか。

第5 受給権者

受給権者による監督・ガバナンスに関する規律は設けないものとする
ことかどうか。

(補足説明)

- 1 公益信託法には、公益信託の受給権者（典型例は、奨学金を給付する助成型の公益信託における受託者から奨学金の支給を受ける学生であるが、美術館の運営を行う事業型の公益信託における美術館の一般利用者も想定される。）に関する規定は存在しない。
- 2 新たな公益信託制度において、信託関係人による自律的な監督・ガバナンスに関する仕組みを構築するものとした場合には、受益者が存在しないことを踏まえ、信託管理人による実効的な監督が期待できない場合に限定するような形で受給権者に一定の監督権限を与えるという考え方もあり得る（注1）。

しかし、受益者の定めのある信託における受益者は、当該信託の設定当初から受益権を有することが予定されているのに対し、公益信託の受給権者は、現在の助成型を前提としても、公益信託の設定後に不特定多数の中から助成対象として選定されるものであり、当該信託の設定段階では助成金を支給される権利を有することは確定していない。また、公益信託には様々な類型があり得るのであって、例えば、助成型における受託者から一定の期間奨学金の支給を受けることが確定した学生と、美術館の運営を行う事業型における美術館の利用者ではその信託への利害の強弱、関心の程度には大きな違いがあるといえ、これらを受給権者として一律に扱うことは困難である。さらに、仮に受給権者に受託者の行為の差止め等の監督権限を与えることとした場合には、公益信託の信託管理人の意見と受給権者の意見が対立したときや、複数の受給権者の意見が対立したときの取扱いが問題になる。そもそも、助成金の支給先に選定されたことが通知された受給権者と受託者との間の法律関係が贈与契約であるか否かは措くとしても、当該受給権者は公益信託の受託者に対して信託財産からの助成金の支給を請求する債権者としての立場を有し、受託者が既に発生した助成金の支給義務を履行しない場合においては、受託者に対し利害関係人としての権限を行使することがあり得る（注2）ほか、債務不履行責任を追及することが可能であり、それにより受給権者の地位は保護されるものと考えられる。

したがって、新たな公益信託制度において、受給権者による監督・ガバナンスに関する規律は設けないこととすべきであると考えられるが、どうか。

(注1) アメリカでは、各州の法務総裁 (Attorney General) が公益法人及び公益信託に関する監督権及び訴訟追行権を有しており、受給権者には原則として原告適格は認められない。ただし、例外的に、公益法人や公益信託の受給権者のうち特別の利害関係を有する者に原告適格を認めた裁判例が存在するとされる。

また、イギリスでは、法務総裁 (Attorney General) 及びチャリティ・コミッション (Charity Commission) がチャリティに関する訴訟追行権を有しているほか、チャリティ・コミッションの授権を得れば、チャリティにつき利害関係を有する者も訴えを進行することができることとされている (Charities Act 2011, s 115(1), (2))。ただし、チャリティ・コミッションは、自らの権限のうち訴訟追行以外の権限の行使で対応できると考えるのであれば、特段の理由がない限り、訴えを進行することの授権をしてはならないとされる (同 s 115(3))。

(注2) 利害関係人の権限には、受託者に対する財産状況開示資料の閲覧・謄写の請求権が含まれる (信託法第38条第6項)。

第6 運営委員会等

【甲案】：公益信託をするときは、受託者に対する助言的な役割を果たす運営委員会を設けることを信託行為で定めなければならないとする規律を設ける。

【乙案】：公益信託をするときは、受託者に対する監督の役割を果たす信託管理人以外の主体を設けることを信託行為で定めなければならないとする規律を設ける。

【丙案】：上記の各規律を設けない。

(補足説明)

1 信託法及び公益信託法上、運営委員会等に関する規律は存在しない。

もともと、許可審査基準「6 機関」(1)では、「公益信託は、その適正な運営を確保するため、(中略)運営委員会等を設置していなければならない。」とされている。

また、税法上の特定公益信託及び認定特定公益信託でも、公益信託の受託者が信託財産の処分を行う場合には当該公益信託の目的に関し学識経験を有する者の意見を聴くことが税制優遇を受けるための要件とされている (所得税法施行令第217条の2第1項第6号等)。

2(1) 上記1のとおり、許可審査基準及び税法上の規定では、公益信託の適切な運営を確保するために、運営委員会等が必置の機関とされていること、現在の公益信託の受託者の大部分を占める信託銀行は、信託契約書の作成等の専門性は

有するが、必ずしも当該公益信託の助成分野等の専門的知識が十分でない場合があることから、公益信託の受託者に対する助言的な役割を果たす諮問機関として運営委員会等を設けることを義務付ける規律を設けるべきであるとの考え方があり得る。そこで、このような考え方を【甲案】として示している。

(2) また、現在の公益信託においては、信託行為で事業計画書や収支予算の承認等の監督権限を運営委員会に与えている場合があること、新たな公益信託で受託者や信託事務の範囲を拡大する場合にはそれに対応して公益信託内部の監督・ガバナンスを強化すべきであることを理由に、公益信託の受託者への助言的な役割を果たす運営委員会等を必置とはしないものの、公益信託の受託者の監督を行う信託管理人以外の新たな主体の設置を義務付ける規律を設けるべきであるとの考え方があり得る。そこで、このような考え方を【乙案】として示している。

(3) 他方、受託者が自らの判断で信託財産から支出する助成金の交付先の決定といった信託財産の処分に関する能力を有する場合にまで、専門的な知識を有する者に対する諮問を受託者に法律上義務付ける必要はないし、委託者の受託者に対する信託という信託の本質に照らしても相当でないこと、公益信託において一般の信託と異なる機関の設置を一律に義務付けることは柔軟性を欠き利用者にとって使いづらい制度となる可能性があること、公益法人制度でも公益目的事業を行うに当たり専門的な知識を有する機関への諮問は義務付けられていないこと（注）、公益法人に比べ軽量・軽装備であるという公益信託のメリットを活かすのであれば複数の構成員の選任に伴う時間・費用等のコストを要する会議体の信託関係人を新たに諮問機関又は監督機関として設けることは避けるべきであることを理由に、【甲案】及び【乙案】のような規律を設けるべきではないとの考え方があり得る。

そこで、このような考え方を【丙案】として示している。

以上の点について、どのように考えるか。

（注）公益法人の認定実務では、行政庁において、公益法人の行う公益目的事業が「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」か否か（事業の合目的性）を判断する際のチェックポイントの一例として、公益目的事業に専門家が適切な関与をしているか否かが挙げられているが（公益認定等ガイドライン〔参考〕「公益目的事業のチェックポイントについて」第2の2②イ参照）、公益法人に専門的な知識を有する機関への諮問等が義務付けられているわけではない。

別表1【公益信託の信託管理人の権限】

	公益信託の信託管理人の権限とすべきか	信託法第125条第1項に基づく信託管理人の権限		
		権利の内容	信託法上の根拠規定	遺言による目的信託の場合に、信託管理人が信託法第260条第2項により有し、制限できない権限
受託者の監督に係る権利	○	遺言信託において受託者となるべき者として指定された者に対する催告権	第5条第1項（第92条第2号）	
	○	信託財産に属する財産に対してされた強制執行等に対する異議申立権	第23条第5項、第6項（第92条第3号）	第145条第2項第1号
	○	強制執行等に対する異議に係る訴えを提起した信託管理人が勝訴した場合における費用等の支払請求権	第24条第1項（第92条第4号）	
	○	受託者等の権限違反行為の取消権	第27条第1項及び第2項（これらの規定を第75条第4項で準用する場合も含む。）（第92条第5号）	第145条第2項第2号
	○	受託者が第三者との間でした忠実義務違反行為等の取消権	第31条第6項、第7項（第92条第6号）	第145条第2項第3号
	○	信託事務の処理の状況についての報告請求権	第36条（第92条第7号）	
	○	帳簿、信託事務の処理に関する書類又は信託財産の状況に関する書類の閲覧等請求権	第38条第1項、第6項（第92条第8号）	第145条第2項第5号
	○	受託者の任務違反行為等に対する損失てん補又は原状回復請求権	第40条（第92条第9号）	第145条第2項第7号
	○	法人である受託者の理事等に対する損失てん補又は原状回復請求権	第41条（第92条第10号）	第145条第2項第8号
	○	受託者の信託違反行為の差止請求権	第44条（第92条第11号）	第145条第2項第9号
	○	信託違反行為の差止請求に係る訴えを提起した信託管理人が勝訴した場合における費用等の支払請求権	第45条第1項（第92条第12号）	
	○	信託法の規定による裁判所に対する申立権（検査役の選任申立権、受託者の解任申立権、新受託者の選任申立権、信託財産管理命令の申立権等）	第46条第1項、第58条第4項、第62条第4項、第63条第1項等（第92条第1号）	第145条第2項第10号（検査役の選任申立権）
	○	前受託者による信託財産処分行為の差止請求権	第59条第5項（第92条第13号）	第145条第2項第11号
	○	前受託者の相続人等又は破産管財人による信託財産処分行為の差止請求権	第60条第3項、第5項（第92条第14号）	第145条第2項第12号
	○	前受託者による信託財産処分行為の差止請求に係る訴えを提起した信託管理人が勝訴した場合における費用等の支払請求権	第61条第1項（第92条第15号）	
	○	新受託者となるべき者として指定された者に対する就任承諾の催告権	第62条第2項（第92条第16号）	
	×	受益権を放棄する権利	第99条第1項（第92条第17号）	
	×	受益権取得請求権	第103条第1項、第2項（第92条第18号）	
	×	信託監督人となるべき者として指定された者に対する就任承諾の催告権	第131条第2項（第92条第19号）	
	×	受益者代理人となるべき者として指定された者に対する就任承諾の催告権	第138条第2項（第92条第20号）	
	×	受益証券発行信託における受益権原簿記載事項を記載した書面の交付等請求権	第187条第1項（第92条第21号）	
	×	受益証券発行信託における受益権原簿の閲覧等請求権	第190条第2項（第92条第22号）	
	×	受益証券発行信託における受益権原簿記載事項の記載等請求権	第198条第1項（第92条第23号）	
×	限定責任信託における受益者への違法な給付に係る金銭のてん補等請求権	第226条第1項（第92条第24号）	第145条第2項第13号	
×	限定責任信託における受益者への給付により欠損が生じた場合に係る金銭のてん補又は支払請求権	第228条第1項（第92条第25号）	第145条第2項第14号	
×	会計監査人設置信託における損失てん補請求権	第254条第1項（第92条第26号）	第145条第2項第15号	

別表1【公益信託の信託管理人の権限】

	公益信託の信託管理人の権限とすべきか	信託法第125条第1項に基づく信託管理人の権限		
		権利の内容	信託法上の根拠規定	遺言による目的信託の場合に、信託管理人が信託法第260条第2項により有し、制限できない権限
受託者の監督に係る権利	○	利益相反行為又は競合行為についての重要な事実の通知受領権	第31条第3項、第32条第3項	
	○	信託財産の状況に関する書類の内容についての報告受領権	第37条第3項	
	×	他の受益者の氏名等の開示請求権	第39条第1項、第3項	
	○	受託者が信託財産から費用の前払を受ける場合の通知受領権	第48条第3項	
	○	受託者の任務終了の事実の通知受領権	第59条第1項、第60条第1項	
	×	受益権の取得の事実の通知受領権	第88条第2項	
	○	信託の変更・併合・分割による一定の事項の通知受領権	第149条第2項・第4項、第151条第2項・第3項、第155条第2項・第3項、第159条第2項・第3項	
信託に関する意思決定に係る権利	○	信託財産と固有財産等とに属する共有物の分割に係る協議をする権利	第19条第1項第2号及び第3項第2号	
	○	受託者の利益相反行為又は競合行為についての事前の承認をする権利	第31条第2項第2号及び第32条第2項第2号	
	○	受託者の利益相反行為に対する追認権	第31条第5項	
	○	受託者の競合行為について信託財産のためにされたものとみなす権利	第32条第4項	第145条第2項第4号
	○	受託者の損失てん補責任等を免除する権利	第42条	
	△	受託者の辞任の同意権	第57条第1項	
	△	受託者の解任の合意	第58条第1項	
	△	新受託者の選任の合意	第62条第1項	
	○	前受託者、前受託者の相続人等又は破産管財人が新受託者への信託事務の引継ぎの際に行う信託事務に関する計算に対する承認をする権利	第77条、第78条	
	×	信託監督人及び受益者代理人に関する辞任の同意、解任の合意、新信託監督人又は新受益者代理人の選任、信託監督人又は受益者代理人による事務の終了に対する同意権	第134条第2項及び第141条第2項、第135条第1項及び第142条第1項、第136条第1項第1号及び第143条第1項第1号	
	△	信託の変更の合意	第149条第1項、第2項第1号及び第3項	
	△	信託の併合の合意	第151条第1項及び第2項第1号	
	△	信託の分割の合意	第155条第1項及び第2項第1号、第159条第1項及び第2項第1号	
	△	信託の終了の合意	第164条第1項	
	○	清算受託者がその職務の終了の際に行う信託事務に関する最終の計算を承認する権利	第184条	

別表2【公益信託の信託管理人の欠格事由】

検討項目 公益法人認定 法上の欠格事由(同法第6条)	自然人が信託管理人である場合にお いて、当該自然人の欠格事由とする 際の修正	法人が信託管理人である場合	
		当該法人の役員等の欠格事由とする 際の修正	当該法人自体の欠格事由とする際の 修正
公益認定の取消しの原因となった事実が あった日以前1年以内に当該公益法人の 業務を行う理事であった者で取消しの日 から5年を経過しない者が一般社団・財 団法人の理事等であること(1号イ)	公益信託の認定の取消しの原因とな った事実があった日以前1年以内に 当該公益信託の受託者であった者で その取消しの日から5年を経過しない 者が信託管理人であること(注1)	公益信託の認定の取消しの原因とな った事実があった日以前1年以内に 当該公益信託の受託者であった法人 の業務を行う役員等であった者(個人 の受託者であった者を含む。)で、そ の取消しの日から5年を経過しない者 が信託管理人である法人の役員等 であること(注1)	公益信託の認定の取消しの原因とな った事実があった日以前1年以内に 当該公益信託の受託者であった者で その取消しの日から5年を経過しない 者が信託管理人であること(注1)
公益法人認定法、一般法人法、一定の 刑罰法規、税法に違反し、罰金刑に処せ られ、執行を終わり、又は執行を受けるこ とがなくなった日から5年を経過しない者 が一般社団・財団法人の理事等であるこ と(1号ロ)	一定の刑罰法規、税法に違反し、罰 金刑に処せられ、執行を終わり、又は 執行を受けることがなくなった日から5 年を経過しない者が信託管理人である こと(注2)	一定の刑罰法規、税法に違反し、罰 金刑に処せられ、執行を終わり、又は 執行を受けることがなくなった日から5 年を経過しない者が信託管理人であ る法人の役員等であること(注2)	一定の刑罰法規、税法に違反し、罰 金刑に処せられ、執行を終わり、又は 執行を受けることがなくなった日から5 年を経過しない者が信託管理人であ ること(注2)
禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執 行を終わり、又は刑の執行を受けることが なくなった日から5年を経過しない者が一 般社団・財団法人の理事等であること(1 号ハ)	禁錮以上の刑に処せられ、その刑の 執行を終わり、又は刑の執行を受ける ことがなくなった日から5年を経過しな い者が信託管理人であること	禁錮以上の刑に処せられ、その刑の 執行を終わり、又は刑の執行を受ける ことがなくなった日から5年を経過しな い者が信託管理人である法人の役員 等であること	※法人が禁錮刑に処せられることは ないから、公益信託への援用不能
暴力団員又は暴力団員でなくなった日 から5年を経過しない者が一般社団・財 団法人の理事等であること(1号ニ)	暴力団員又は暴力団員でなくなった 日から5年を経過しない者が信託管 理人であること	暴力団員又は暴力団員でなくなった 日から5年を経過しない者が信託管 理人である法人の役員等であること	暴力団員等が事業活動を支配してい る法人が信託管理人であること

(注1) 同一の者が複数の公益信託の信託管理人となっており、そのうちの一つの公益信託の認定が取消しになった場合に、公益認定法第6条第1号イに相当する欠格事由に該当する結果、他の公益信託の認定も取り消される(認定取消しが連鎖する)とすべきかについても問題となるが、ここでの検討対象は公益信託の信託管理人の欠格事由についてであることから、連鎖の有無の点については別途検討する。なお、公益法人の場合には、公益認定法第6条第1号イの規定は、「認定の取消しの原因となった業務を行う理事」に限定されているので、複数の公益法人の理事を務めている者がいる場合に、そのうちの一つの公益法人が認定に取消しになっても、そのことのみをもって別の公益法人の欠格事由に当たることはなく、認定取消しは連鎖しないことになる。

(注2) 公益認定法第6条第1号ロは、公益法人の存否に関わる法律、暴力団員に関する法律、税法に違反することは、高い社会的信用性が求められる公益法人にあって重大な非遵行為であることから、特にこれに係る罰金刑を受けたことを欠格事由としたものである(一問一答213頁)。公益信託にこれと同様の規定を置く場合、公益法人認定法、一般法人法に代えてどのような法律を挙げるべきか、どのような刑罰法規を列挙すべきかは、なお検討する必要がある。

別表3【公益信託の委託者の権限】

	公益信託の委託者の権限とすべきか			受益者の定めのある信託の委託者の権限		契約による目的信託を設定した場合に、委託者が信託法第260条第1項により有し、変更できない権限
	甲案	乙案	丙案	権利の内容	信託法上の根拠規定	
委託者としての権利	×	×	○	受託者の固有債権者からの強制執行等に対する異議申立権	第23条第5項、第6項	第145条第2項第1号
	×	×	○	受託者の権限違反行為の取消権	第27条第1項、第2項	第145条第2項第2号
	×	×	○	利益相反行為の取消権	第31条第6項、第7項	第145条第2項第3号
	×	×	○	競合行為の介入権	第32条第4項	第145条第2項第4号
	×	○	○	信託事務の処理の状況等に関する報告請求権	第36条	
	×	×	○	信託財産に係る帳簿等及び信託事務の処理に関する書類等の閲覧・謄写請求権	第38条第1項	第145条第2項第5号
	×	×	×	他の受益者の氏名等の開示請求権	第39条第1項	
	×	×	○	任務違反等に係る受託者に対する損失てん補請求権	第40条	第145条第2項第7号
	×	×	○	法人である受託者の役員に対する損失てん補請求権	第41条	第145条第2項第8号
	×	×	○	受託者の違法行為の差止請求権	第44条	第145条第2項第9号
	×	×	○	検査役選任請求権	第46条第1項	第145条第2項第10号
	×	△	△	受託者の辞任に対する同意権	第57条第1項	
	×	△	△	受託者の解任の合意	第58条第1項、第261条	
	×	△	△	裁判所に対する受託者の解任申立権	第58条第4項	
	×	×	○	前受託者の信託財産に属する財産の処分の差止請求権	第59条第5項	第145条第2項第11号
	×	×	○	前受託者の相続人等の信託財産に属する財産の処分の差止請求権	第60条第3項	第145条第2項第12号
	×	×	○	破産管財人の信託財産に属する財産の処分の差止請求権	第60条第5項	第145条第2項第12号
	×	△	△	新受託者の選任の合意	第62条第1項、第261条	
	×	○	○	裁判所に対する信託財産管理者の解任申立権	第70条（第58条第4項準用）	
	×	○	○	裁判所に対する信託財産法人管理人の解任申立権	第74条第6項（第70条準用）	
	×	△	△	信託管理人の辞任に対する同意権	第128条第2項（第57条第1項準用）	
	×	△	△	信託管理人の解任の合意	第128条第2項（第58条第1項準用）、第261条	
	×	△	△	裁判所に対する信託管理人の解任申立権	第128条第2項（第58条第4項準用）	
	×	△	△	新信託管理人の選任の合意	第129条第1項（第62条第1項準用）、第261条	
	×	×	×	信託監督人の辞任に対する同意権	第134条第2項（第57条第1項準用）	
	×	×	×	信託監督人の解任の合意	第134条第2項（第58条第1項準用）、第261条	
	×	×	×	裁判所に対する信託監督人の解任申立権	第134条第2項（第58条第4項準用）	
	×	×	×	新信託監督人の選任の合意	第135条第1項（第62条第1項準用）、第261条	
	×	×	×	受益者代理人の辞任に対する同意権	第141条第2項（第57条第1項準用）	
	×	×	×	受益者代理人の解任権	第141条第2項（第58条第1項準用）、第261条	
×	×	×	裁判所に対する受益者代理人の解任申立権	第142条第1項（第58条第4項準用）		
×	×	×	新受益者代理人の選任権	第142条第1項（第62条第1項準用）		
×	×	×	新受益者代理人に対する就任の有無の催告権	第142条第1項（第62条第2項準用）		

別表3【公益信託の委託者の権限】

	公益信託の委託者の権限とすべきか			受益者の定めのある信託の委託者の権限		契約による目的信託を設定した場合に、委託者が信託法第260条第1項により有し、変更できない権限
	甲案	乙案	丙案	権利の内容	信託法上の根拠規定	
委託者としての権利	×	×	×	裁判所に対する新受益者代理人の選任申立権	第142条第1項（第62条第4項準用）	
	×	○	○	裁判所に対する信託の変更の申立権	第150条第1項	
	×	△	△	信託の併合の合意	第151条第1項	
	×	△	△	吸収信託分割の合意	第155条第1項	
	×	△	△	新規信託分割の合意	第159条第1項	
	×	△	△	信託の終了の合意	第164条第1項、第261条	
	×	△	△	裁判所に対する信託の終了の申立権	第165条第1項	
	×	○	○	裁判所に対する公益確保のための信託終了申立権等	第166条第1項、第169条第1項、第173条第1項	
	×	△	△	信託の終了時の法定帰属権利者	第182条第2項	
	×	×	×	受益証券発行信託における受益権原簿の閲覧等請求権	第190条第2項	
	×	×	×	給付制限違反に係る金銭てん補・支払請求権	第226条第1項	第145条第2項第13号
	×	×	×	欠損に係る金銭てん補・支払請求権	第228条第1項	第145条第2項第14号
	×	×	×	新会計監査人の選任の合意	第250条	
	×	×	×	会計監査人に対する損失てん補請求権	第254条第1項	第145条第2項第15号
利害関係人としての権利	○	○	○	遺言信託における信託の引受の有無の催告権	第5条第1項	
	○	○	○	遺言信託における裁判所に対する新受託者の選任申立権	第6条第1項	
	○	○	○	財産目録（貸借対照表等）の閲覧等請求権	第38条第6項	
	○	○	○	新受託者に対する就任の承諾の有無の催告権	第62条第2項	
	△	△	△	裁判所に対する新受託者の選任申立権	第62条第4項	
	○	○	○	裁判所に対する信託財産管理命令の申立権	第63条第1項	
	○	○	○	裁判所に対する信託財産法人管理命令の申立権	第74条第2項	
	○	○	○	信託管理人に対する就任の承諾の有無の催告権	第123条第2項	
	△	△	△	裁判所に対する信託管理人の選任申立権	第123条第4項	
	○	○	○	新信託管理人に対する就任の承諾の有無の催告権	第129条第1項（第62条第2項準用）	
	△	△	△	裁判所に対する新信託管理人の選任申立権	第129条第1項（第62条第4項準用）	
	×	×	×	信託監督人に対する就任の承諾の有無の催告権	第131条第2項	
	×	×	×	裁判所に対する信託監督人の選任申立権	第131条第4項	
	×	×	×	新信託監督人に対する就任の承諾の有無の催告権	第135条第1項（第62条第2項準用）	
	×	×	×	裁判所に対する新信託監督人の選任申立権	第135条第1項（第62条第4項準用）	
	×	×	×	受益者代理人に対する就任の承諾の有無の催告権	第138条第2項	
	○	○	○	信託財産の保全処分に関する資料の閲覧等請求権	第172条第1項ないし第3項	
○	○	○	遺言の方法による目的信託における裁判所に対する信託管理人の選任申立権	第258条第6項		